

第5回 神奈川県観光客受入環境整備協議会議事録

日時：平成29年6月29日（木）
10時00分から12時00分
場所：(公財) 神奈川県産業振興センター
大研修室

1. 開会

(座長：古賀教授)

ただ今から、第5回神奈川県観光客受入環境整備協議会を開会いたします。

2. 議題

(座長：古賀教授)

まずは議題（1）「神奈川県観光客受入環境整備協議会設置要綱の改正について」です。事務局から説明をお願いします。

(事務局：上田GL)

資料1「神奈川県観光客受入環境整備協議会設置要綱（改正案）」の3条を御覧ください。本協議会につきましては、当初5月までに全6回の協議会を開催する予定でしたが、資料調整等の関係で、第5回の開催が本日6月29日となってしまいました。そのため、本協議会の設置期間を8月まで延長させていただきたいというものです。御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。なお、次回開催につきましては、7月下旬を予定しておりますが、詳細につきましては、近日中にお知らせの上、調整をさせていただきたいと考えておりますので、御協力くださるようお願いいたします。

(座長：古賀教授)

ただいまの事務局の説明について、何か御質問等があればお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。資料のとおり、設置期間を8月31日まで延長することとしてよろしいでしょうか。

<異議なしの声多数>

特に御異議は認められませんので、案のとおり決めます。ありがとうございました。

次に、議題2「構成員の変更について」です。お手元の資料2「神奈川県観光客受入環境整備協議会構成員名簿（案）」を御覧ください。横浜観光コンベンション・ビューローですが、新町理事長が退任されて、布留川理事長が就任されたとのことです。以上を踏まえ、構成員を変更させていただきます。よろしいでしょうか。

<異議なしの声多数>

本日は、青木専務理事に、代理出席としてお越しいただいております。

次に、議題（3）「受入環境整備事業の財源を確保するための方策」です。前回は、事務局

から受入環境を整備する上での行政と民間事業者の役割分担と連携について、精査した資料で説明をしていただいたところ、皆様方から様々な御意見をいただきました。そのとき出た意見をまとめてみますと、主な意見としては、ひとつは、事務局が示した役割分担については概ね異論がない、各省庁や外郭団体の、観光に資する様々な補助制度の情報が入りにくいというので、県からまとめて情報提供をいただけるとありがたい、三つ目として、まずは県が取り組まないと進まないの、県が役割を持つ部分についてはしっかりと取り組んでもらいたい、受入環境整備を進めるために、市町村の観光セクションが連携をとれるよう、県が積極的に働きかけをおこなってほしい、概ねこういった意見が出てきたのではないかと考えております。

本日は、これらの議論を踏まえて、受入環境整備事業の財源を確保する方策についてどのように考えていけばよいか、意見交換をしていただきたいと思います。

受入環境整備をはじめとする観光行政の財源を確保していく方策については、宿泊税などの新たな税を導入するという考えもあり、現在、全国知事会においても議論が進んでいるようでございます。本日は、全国知事会の「新しい地方税源と地方税制を考える研究会」の委員を務めていらっしゃいます、神奈川大学経営学部の青木教授に、地方税財政制度の御専門の立場から、参考人としてお越しいただいております。青木先生からは、観光行政の財源を考える際に、どのような点に留意をすべきかなどの観点について、他の自治体の先行事例や、全国知事会の研究会の現在の議論の状況等も含めて、御講義いただきたいと思います。

これからの進行ですが、まず、事務局から、財源確保方策に係る県の現時点での考え方を説明いただき、その後、青木先生からの講義及び皆さんとの質疑応答を行いたいと思います。また、青木教授の講義終了後は、協議会構成員の皆さんで、意見交換をしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

では、まず、事務局からの説明をお願いします。

(事務局：野田観光部長)

事務局資料3「観光客の受入環境整備のための財源確保方策に係る県の現時点での考え方」についてでございます。まず、これまでの当協議会の議論の結果、今後5年間、来年度から2022年度までの間、県内の官民が行っていくべき受入環境整備事業の総額は、約188億円と見込んだところでございます。また、この5年間の後の2023年度以降におきましても、持続的に神奈川を訪問する観光客数を増やしていくためには、受入環境整備事業を継続的に実施していく必要があると考えております。さらに、神奈川がさらなる観光客の増を図り、国内外の競争に打ち勝っていくためには、プロモーション活動などもこれまで以上に強力に展開していく必要があるかと考えております。こうした今後の観光行政に係る財政需要の増に対応した財源をどのように確保していくのか、それを検討することが必要であると県では考えております。そこで、観光行政の財源確保に係る国内外の事情に知見を有する有識者から参考意見を聴取するとともに、それについての協議会構成員の皆さんの意見交換をお願いしたいと考えております。本日、神奈川大学の青木先生を参考人として招請させていただいたところでございます。

なお、資料の下に参考としておりますが、神奈川県観光部の平成29年度当初予算の状況でございます。観光部、観光企画課と国際観光課の2課でございます。それぞれの予算の合計でございますが、3億8,597万3千円となっております。これらを、観光の施策別に分類いたしますと、「観光資源の発掘・磨き上げ」に1億1千百万円、「戦略的プロモーション」に2億4千万円、「観光客受入環境整備」に3,360万余円となっております。この程度の予算のボリュームになっていると。これに対しまして、今後5年間、官民の合計で受入環境整備事業の総

額を188億円にするということで、いまの県の観光部の予算に比べると多額な財政需要が必要になってくると考えております。

(座長：古賀教授)

いまの説明に、御質問等がございますか。特になければ、青木教授からの講義をお願いしたいと存じます。青木先生、よろしく申し上げます。

<神奈川大学 青木教授の講義概要>

- 東京都、大阪府では法定外目的税として宿泊税が既に導入されている。また、京都市においても、導入に向けての検討が進められている。
- 海外の事例として、ヨーロッパでは多くの国で宿泊税のような課税が導入されている。ただし、例えば、ドイツでは観光客に負担させ、ビジネス客には負担させておらず、フランス、イタリアではいわゆるホテルの格付けで税額が変わるなど、国によってかなり違いがある。
- 全国知事会では平成28年12月に「新しい地方税源と地方税制を考える研究会」が設置されている。そして、平成29年6月28日に開催された第4回研究会において、「中間論点整理」が取りまとめられ、それが全国知事会のウェブサイト公表される予定である。
- 宿泊税の理論に関する講義内容は、次のとおり。
 - ・ 課税の根拠は、滞在中の観光客は行政サービスから利益を受けているのだから、その費用の一部を負担してもらうということ。
 - ・ この受益を、観光客によって増加させられた行政需要と見ることも可能。この場合は、応益課税というよりも、原因者負担的な課税という説明もできなくはない。
 - ・ 観光客が受けている行政サービスからの利益は、例えば、Wi-Fi スポットなどの狭いものではなく、治安の維持や道路整備、景観など広く捉えないといけない。
 - ・ このように行政サービスの受益を広く捉えれば、滞在期間が1日や2日であっても住民であり、自治体の経費を分担すべきという考えはおかしくはない。
 - ・ 目的税にする理屈はあまりない。全国知事会の研究会の議論でも、目的税のように使い道を限定せず、普通税として制度を作ってもよいのではないかという意見が多く出されている。
 - ・ 税を負担してもらうのは「観光客」か「来訪者」かということについては、用途を観光関係の事業とする目的税にするのであれば「観光客」、上記のように住民とみなして普通税で課税するのならば「来訪者」ということになる。
 - ・ 市町村税か都道府県税かということについては、市町村のエリアと宿泊地、観光地のエリアが食い違う場合があり、その場合、都道府県が税を取ることが正当化される。また、都道府県が財政調整したり、市町村税に県が上乗せ課税することも考えられる。
 - ・ 法定税か法定任意税か法定外税かということについては、分権の時代に全国一律になる法定税よりも法定任意税が適している。また、より自治体の独自性を強めれば法定外税となるが、この場合は、全国知事会や全国市長会などが雛形を提示して法定外税を作りやすくすることがよい。
 - ・ 税率は、単一か比例か累進かということについてだが、担税力に応じて差をつけようとするれば、東京都や大阪府のように税額に差をつけることが可能。また、フランスのようにホテルの格付けに応じて税率を変えることも考えられる。
 - ・ 法定外目的税として新税を作る場合には、課税の根拠を明確にする必要がある。そのた

めには、財源充当する事業の詳細な内容、目標、成果を示していかなければ住民の納得が得られない。また、基金を造って一般税源と混ざらないようにすることや地方議会のチェックをきちんとしてもらうことも必要。

(座長：古賀教授)

それでは、ただいまの御講義の内容について、御質問等ございましたらお願いします。

(箱根町：山口町長)

県が観光に関する予算が少ないという話がありましたけれども、やはり観光に特化した施策というのは難しい。街づくりと、はっきり区別するのは難しいのではないのでしょうか。

箱根は入湯税をいただいています。何に使っているかという、業界はもっと宣伝に使えといっているのですけれども、消防、ごみ処理、下水道、といったハードの整備でももとは制度が始まって、それにソフトの部分が法改正で入ってきたということで、それで手一杯なのです。

地方交付税は60年1回ももらっていないです。ところが、去年からは超過課税をやらせていただいています。そういう部分で、入湯税だけではまかないきれない。ただ、業界と考え方の違いがある。ですから宿泊税、これを目的税とするのはなかなか難しいと思います。いまゴルフ利用税が、毎年廃止するといつて、代替財源がないということでもいま生き延びていますけれども、理論的には、あの広大な景観をゴルフプレーヤーに独占させることでいいのか、という議論もあるわけです。存続させる側としては、ただゴルフ場を利用する者だけ何故金を取るのかと、オリンピックの競技にもなったと。ですから宿泊税もなかなか線引きが難しい。今日は旅館協会やホテル業界もいますけれども、おそらく反対ではないかと思う。不安があるのは、宿泊客も減るのではないかと、私は減らないと思うのですけれども。すでに入湯税をとっているではいかという部分があります。ですから入湯税をとっているところと、とらないところの考え方の違いもあるでしょうし、100円とったからということはないでしょうが、経営者としては不安になる。

県と市町村でうまく分けられればいいが、すでに成熟した観光地と、これからのところとで差がある。そういう税の取りっこというか、たとえば県が全額とるとすると、難しいのではないかと。

(日本旅館協会関東支部連合会神奈川県支部：岡田支部長)

今日宿泊税というものを初めて聞きまして、我々業界からすると、なかなか厳しいかなと。宿泊税をとることによってお客さんが減るだろうという危険はもちろんありますけれども、逆に国策としてデパートの製品を減税しようと。そうすると、片やとって、片や取らないことになり、税制としては矛盾しているのではないかなと。

(神奈川大学：青木教授)

税の分野で誤解されやすいのは、増税すると業界が損をするという点です。観光業界でいえば、税金を使って整備しなければ観光地も良くなるので、環境整備の財源をどこかで作らなければならない。中期的に考えて、良い社会にするためには財源は皆で負担しなければなりません。その負担をするときに、どうやったら一番公平なのか考えなければならないので、その中で、どうしてもある業界に影響が齎寄せされることは出てきます。

(日本旅館協会関東支部連合会神奈川県支部：岡田支部長)

民泊法ができたことも、収入の面でマイナス要素となると考えています。さらに増税という話ですので、ダブルで業界に厳しくなると、業界が育たないというのが業界の言い分なのです。

(神奈川大学：青木教授)

民泊が税制上有利にならないよう、きちんと指導して、ヤミにならないよう管理する必要があります。

(箱根町：山口町長)

もう一方の考えとしては、日帰りを含めた観光施設に対してはどうかということもあると思います。消費税も、入館料のものはすべてなくなってしまいましたけれども、日帰り施設に対してはないわけですから、不公平ではないかと。

(神奈川大学：青木教授)

御質問の趣旨はよく分かります。我々専門家の間でも、宿泊や飲食、遊興に幅広く課税していたかつての料理飲食等消費税・特別地方消費税は、地方消費税導入に伴って廃止されましたが、これを残すべきであったという議論が強くあります。

(箱根町：山口町長)

当初消費税を導入したとき、日本は直接税が高いから、直間比率を平衡にしたい、福祉の特定財源的な部分で使おうというところで、始まったはずなのです。ところが、利用税含めて廃止して消費税一本にしようということになったのですけれども、昔のほうが良かったのかなど、私は思いますね。

(鎌倉商工会議所：久保田会頭)

そもそも税金である必要があるのでしょうか。税は使う人が決まってしまう面がある。税以外にも収入はあるので、例えばロイヤルティを使ったり。そうすると罰則がなくなったりするのかもしれませんが。我々企業の立場からすると、入ってきたお金はどのように使っても構わないという方が、やりやすいのではないかと思います。

(神奈川大学：青木教授)

税金でないとすると、まずは値段が付けられない。政府のやることはマーケットで量れないので、利益はいくらなのでしょうかといったときに、わからない。だから強制的にとるしかない。ですので、政府がやることの財源は税金以外ではあり得ないということです。逆に民間の方々が、業界が宿泊料に上乗せしてお金を集めて観光に使うのは、何に使っても、何も問題はないわけです。

(鎌倉商工会議所：久保田会頭)

税金があれば罰則もあるわけですよね。消費税ということなら分かるのですが、宿泊税となると、外国の方などにも適用されるのでしょうか。

(神奈川大学：青木教授)

海外の方も、日本にいる限りは納税者になりますので。

(横浜観光コンベンション・ビューロー：青木専務理事)

全国知事会の研究会の中間取りまとめでは、法定税か、目的税か、これから決めていくと思うのですが、今後の進め方はどうなるのでしょうか。

(神奈川大学：青木教授)

全国知事会の税財政常任委員会で、我々としてはあえて決めずに出したとりまとめについて、47都道府県知事の、税に詳しい方からつくる常任委員会で意見交換したところかと思います。ただ、利害の錯綜もあり、まとめるのは困難だと思います。

(日本ホテル協会神静山梨支部：村松事務局長)

宿泊だけ税を取るということに関しては違和感があるところですが、資料にある、ホテルがレベルアップするというのはどのようなことでしょうか。

(神奈川大学：青木教授)

観光施設の底上げを図るという発想をしていたのですけれども。

先ほどの民泊の話も含めて、税負担の重めや軽めの設定をすることもできますので、観光施策に役に立つのかなとは思っています。格付けをあげていくためにレベルアップを図るとか。

(公募：ロレンス氏)

ヨーロッパでは長期滞在の休みがありますが、日本で4週間も休むことはありません。フランスの例を日本に輸入するというのはどうなのでしょう。

(神奈川大学：青木教授)

税をなぜとるのかという理屈の話として、考え方を用いているものです。

(公募：ロレンス氏)

税について論じるのは、専門家ではないので難しいですね。

(神奈川大学：青木教授)

ヨーロッパの方のほうが納税者意識は高いかもしれません。

(公募：卓拉氏)

中国人は納税者意識は低いと思います。消費税も、払っているお金にいくら税が含まれているか、たぶん分かっていないです。東京、大阪の例を考えると、中国人の観光客が100円、200円の税で宿泊が減るとは思えません。

(神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合：鈴木理事長)

なぜ宿泊税で、観光税ではないのか。我々からすると、やはり広く浅くっていったほう

がよいのではないかということがあります。とるほうは事務手続きが増えるわけです。とる手間賃というものをどう考えていただけるのか、どうしても被ってしまう、説明しなければいけないということがありますので。

それと、やるなら全県でやってもらいたい。観光は地方のお客さんを取りこするわけです。禁煙条例も、最初は影響がありました。

(神奈川大学：青木教授)

当然の御感想かと思えます。なぜ宿泊税なのかという点に関しては、「観光施設」とは何かという定義が難しいので線引きが困難です。それに比して宿泊施設は許可制になっており捉えやすい。税は徴収漏れが怖いので、観光施設を特別徴収義務者とするのは難しいと思えます。

全国でというのはおっしゃるとおりなのですが、これも金額なのかなと思えます。金額が大きければ、流出してしまうので、見極めていかないといけないかなと思えます。

(日本ホテル協会神静山梨支部：村松事務局長)

青木先生は、もし宿泊税を導入するとして、ビジネス目的の宿泊を除く考えなのでしょうか。

(神奈川大学：青木教授)

まだ考えを決めかねているのですが、普通税でやるべきと思っているので、その場合には、すべての宿泊客に払っていただくのがよいかと思っています。ただ、あまりに宿泊料が安いところに払わせていいのかは、悩ましいところです。数千円のところに百円ということになると、客が外に逃げてしまうということも考えられますので。

(日本ホテル協会神静山梨支部：村松事務局長)

基準と定義ですね。結婚式で来られた方がどちらになるかとか、多岐に渡ってきてしまいますので。事務手続もついてきてしまいますし、首をかしげるところです。

(神奈川大学：青木教授)

そういうこともあり、私はあまり拙速にやるべきではないと思っております。いま流されてやるとあとで困るので、やるのであればきちんと議論していただいて、正しいものを出していただきたいというのが私の願いです。

(公募：ロレンス氏)

宿泊施設でいま払う税は何がありますか。

(日本ホテル協会神静山梨支部：村松事務局長)

消費税で、ほかにサービス料もいただいています。

(公募：ロレンス氏)

消費税は現在8%で、もしかすると10%になるかもしれない。そうすると、そこに100円や200円加えたところだという気もします。

(座長：古賀教授)

青木教授につきましては、そろそろお時間ですので、この辺で失礼させていただきます。青木先生、ありがとうございました。

<青木教授退席>

それでは、今の青木教授からのお話も踏まえ、議論をしていきたいと思えます。

論点としては、まず一つは、今後5年間で、官民が連携して実施していくべき受入環境整備事業の規模は、合計188億円という大きな金額になっていると、それを、中長期的には、何らかの新たな財源を導入しないと実現しないということが明確になっている。それから、青木教授の説明にもありましたが、先行事例である東京都や大阪府、これから検討する京都、その前にも特別地方消費税という話もありましたが、現在、全国知事会の研究会でかなり煮詰まった議論がされているということで、議論の推移をよく見ていく必要があるのではないか。それから、神奈川県で宿泊税のような新たな財源を導入する場合に、どのような点を留意していけばよいか。例えば、神奈川県の入込観光客数によると、宿泊観光客は1,602万人いる。そのうち、横浜市が666万人で42%で、半分近く。箱根町が367万人で全体の23%、この2つの市町の合計で、1,033万人、64%となっているのですね。こういったところをどう考えていくかですね。あといろいろありましたが、根本で言うと、観光客とは何かということですね。そのあたりも含めまして、あらためて御意見を申し上げます。

(日本旅館協会関東支部連合会神奈川県支部：岡田支部長)

資料3の188億円ですが、これが一人歩きすると、宿泊税をとるぞということになりそうなので、まずは行政改革から出すとかですね、ほかの財源も考えて、これをすべて宿泊税からとろうという話にならないように。本当にやるべきことがあれば、まずは行政改革から出して、そういう気持ちで、県にはやっていただきたいです。

(横浜観光コンベンション・ビューロー：青木専務理事)

横浜市では、みどり税という税金を創設するのに大変なエネルギーと時間がかかっています。今回のようにターゲットを絞るわけではなかったのですが、それでも、スタートラインで市で基準を定めてから、数年を要した。かなり時間のかかる問題で、知事会での議論が集約されてくると変わるかもしれませんが、いま神奈川県として、どこまで議論が進んでいるのか示していただくと、お話が進めやすいと思えます。

(事務局：野田観光部長)

県の財源確保の考え方は資料3で御説明させていただきましたが、中長期的な財政需要は増えていくだろうと。それに対する財源確保も考えていくことが必要と考えております。一方、東京、大阪型の宿泊税というのが前例としてありますので、それを神奈川で検討した場合に、直ちに検討したとしても、実際に導入した場合に2年ほど掛かるのではないかと考えております。そうすると、最短2019年11月で東京、大阪型の宿泊税が導入できるということで、シミュレーションしております。したがって、2019年のラグビーワールドカップには間に合わないということになっておりまして、前回の協議会で御議論いただいた188億円というのは官民

挙げての金額ですけれども、とても大きな金額ですから、優先順位を付けようということで、前回のご議論の中で、そのうちの47億については、東京オリンピックのある2020年までにやりましょうということで議論させていただきましたが、そのときの財源とするには間に合わない。ですので、拙速に宿泊税導入のプロセスに入っていくのは難しいのではないかと考えております。

(事務局：楯岡産業労働局長)

補足をさせていただきます。宿泊税にかかる県のスタンスでございますが、まったくニューtralというか、白紙の状態、宿泊税ありきで進めているわけではありませんから、皆さんからの御意見もしっかり受け止め、そして全国知事会の議論も始まっておりますので、それも踏まえながら、考えていきたいと考えております。従いまして、宿泊税を前提にしないと、この金額を賄えないので、宿泊税を検討していきますというスタンスで考えているものではございません。

(箱根町：山口町長)

先ほど要綱の改正で、8月まで延長するという話でしたが、この問題については慎重かつ時間を取ってやるべきかと思えます。

(伊勢原市：武山副市長)

市長会を代表して来ていますので、市長会の雰囲気としては、税に関しては慎重に取り扱っていただきたい。本日の話でも、理論的整備も難しく、利害関係者の調整も難しい。さらには事務局の話でも、当面の大きな事業に間に合いそうもないという話ですので、後々禍根を残さないよう丁寧に議論の集約をしていかななくてはいけないと思えます。

(神奈川県観光協会：宮崎専務理事)

税という話になるとどうしても嫌悪感が出てしまいます。いろいろな業界に影響が出てきますので。観光という分野が広いですので、宿泊だけということになると、慎重にやっていただきたいと考えております。

ただ、財源がないことだけは確かですので、何か方策がないものかということはあるのですけれども。

(箱根町観光協会：高橋専務理事)

将来の財源確保の考え方については、賛成ですけれども、果たして、十分に精査された中で188億円という数字が出ているのか、あるいは積算されたものであるのか、また、県の既得権益になっているのではないか。その辺をきちんと精査していかないと危険なのではないかと感じております。

(事務局：野田観光部長)

188億円の積算でございますが、これまで協議会で4回御議論いただいておりまして、当初は380億円という金額が最初でした。その際に皆さんから意見をいただいて、足したり引いたり、それから市町村の御意見をいただきまして、最終的に精査した金額が188億円ということになっております。ですから、188億円という事業の内容と規模感については、ひとまず協

議会のコンセンサスが得られたのではないかと考えております。県の予算につきましては、資料3に29年度の予算を出しておりますが、県の観光部の予算はこれでも近年急激に増やしております。昨年度は2億円そこそこだったものですから、これでも1.5倍くらいになっております。まだいろいろな事業を手探りでやっている状況でございます。既得権者がいて、分配をしていくということにはございませんので、国内観光、観光誘客ともにさまざま手探りでやっている状況でございます。

(日本旅館協会関東支部連合会神奈川県支部：岡田支部長)

188億円にこだわるのですけれども、これについては確かに今まで議論で出てきていたけれども、やるかやらないかまったく決まっていなくていいですね。そのようなものを一人歩きで報告するようなことはやめていただきたい、これを是非お願いしたい。これが一人歩きしてしまうと、全部やらなくてはいけなくなってしまいますし、財源も足りない。どういうことになるのか具体的な話は出てこないのに、この金額だけが出て行くのはやめていただきたい。

(事務局：野田観光部長)

188億の内訳ですけれども、前回の会議で示させていただきましたが、県が7億、市町村が79億、民間が100億と、仕訳をさせていただいております。これは可能性をシミュレートしたものでございまして、特に民間のものにつきましては、旅館業界の方に一度アンケートをとったものでございまして、そういう意味では本当にこれをやっていくのかどうかについては、これから皆さんが御判断していくものだと思っております。御指摘ありましたけれども、この188億というのは、これありきで進んでいくことがないようにしていきたいと思っております。

(かながわS G Gクラブ：漆原氏)

県の予算は1.5倍になったと、喜ばしいことですが、47都道府県で神奈川県が一番下だったと記憶していますが、1.5倍に増えたことによってどうなっているのでしょうか。

(事務局：野田観光部長)

29年度の各都道府県の予算までは資料がないのですけれども、28年度予算ベースで他を固定すると、37番目程度となります。

(座長：古賀教授)

様々な御意見をいただきましたけれども、まとまりませんので、まとめないほうが逆によいのではないかと感じもします。

ただ、一番の問題は観光ってなんだということで、一番の原点に立ち返ると、観光客って誰なんだという、観光施設ってなんだということではないかなと思います。観光産業という産業は分類がないのですね、いろいろな産業を寄せ集めて観光関連産業といっているということなのです。そのところは大変難しい。宿泊業は明確だから、観光税といわないで宿泊税ということになってしまうということもあるのではないかと。その辺のところは議論しても仕方ないという部分もあります。最近の観光の傾向としては、医療ツーリズムやコンベンションなど、だんだん観光の幅が広がっている、観光ではなくてビジネスマンではないかということになってしまいうわけで、その点フランスなどは法律で決められているものがもともとあるので、それを基本でやっているのでできやすいと言うのもあるのでしょうか。あと、例えば農家民

宿とかですと、旅館に比べて柔らかいのですよね。そういうものを一つ一つつぶしていかないと、なかなか誰が負担するのかということが出にくいという気がしています。

それから住民と観光客、これは個人的には地方自治法の中では、都道府県や市町村というのは住民のためということになっているわけですね。ですから観光客のためになることが住民のためになるというところまでいかないといけないのですね。観光客のためといってしまうとちょっとまずいかなど。最終的には住民のためというところに落ち着かないといけないのではないかな。利益が還元されることを理解していただけるかどうか。

それから入湯税だとか色々な税金との調整もあるかなと思います。昔あった特別消費税、なくなってしまったのですけれども、成果というとなかなか難しいですけれども、税金も使えば何かの役には立つんだろうとは思っています。

あとは最終的に今回の結論としては東京オリンピックだとかパラリンピックという拙速な目標ではなくて、じっくりと議論をもう少しきっちりしながら進めていく必要があるだろうというのが、今日の結論だろうと思います。委員会はあと1回ですけれども何か別の形で、継続的に進めていく必要があるだろうということです。

他になければ、議題（5）「神奈川県からの情報提供」、事務局から。

（事務局：南川GL）

国際観光課の南川と申します。恐縮ですが、座って御説明させていただきます。時間もございませんので、かいつまんで御説明させていただきます。前回の第4回協議会で、国の観光に資する様々な補助制度の情報が入手しづらいという御意見をいただいておりますので、まずはこちらについての情報提供になります。お手元の事務局資料4というA4横のものを御覧ください。「観光関係に活用できそうな国の支援制度手掛かり表」でございます。この手掛かり表につきましては、ウェブサイト等で検索いたしましたものを表としてまとめさせていただいたものでございます。表の左側、区分の欄ですが、所管している省庁等の記載をさせていただきます。また、その右側の「要綱等」の欄ですが、交付要綱がウェブサイト上に掲出されているものは、要綱名を、掲出されていないものにつきましては、補助金名などを記載させていただきます。全部で21の制度を記載させていただきます。この中から民間団体、事業者を補助対象としているものを2つほど御紹介させていただきます。右側の欄外に①②③、裏面にいきまして④と書いてありますが、この中で、中ほどの、②と付させていただいております「食によるインバウンド対応推進事業」でございます。民間事業者等を対象といたしまして、多言語等インバウンド対応マニュアル作成など、飲食店等におけるインバウンド対応を促進する取組を支援するというものでございます。裏面を御覧いただきたいと思います。④でございます。上から3つ目になります。「農山漁村振興交付金」というものでございます。こちらにつきましては、農泊を持続的な観光ビジネスとして推進する交付金でございます。市町村のほか地域協議会等も対象となっておりますが、こちらを対象としまして、Wi-Fi環境の整備や多言語表示板の設置、古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備などに対する交付金でございます。2つほど御紹介させていただきましたが、手掛かり表の後ろに、ただ今御紹介させていただきました2つ、それから①と③につきましても所管省庁等が作成した制度の概要の資料を添付してございますので、後ほど御覧いただければと思います。なお、この手掛かり表につきましては、5月30日に開催いたしました市町村を構成員とします会議でもお配りして情報提供してまいります。手掛かり表につきましては以上でございます。

続きまして、事務局資料の5-1と5-2、この2つについて御説明させていただきます。

6月12日に神奈川県から記者発表させていただいたものでございます。いずれも外国人観光客の受入環境を整備するための施策でございます。まず、事務局資料5-1でございます。県内事業者向け24時間対応の多言語コールセンターでございます。この事業は、県内の宿泊施設や飲食店などの従業員の皆さんが、外国人旅行者を接客する際に、時間帯を問わず、コールセンターのオペレーターに通訳をしてもらえというサービスでございます。今月の6月17日に開始しておりまして、英語、中国語、韓国語の3言語に対応してございます。利用には事前の申込みが必要で、募集期間は9月29日までということとなっております。通訳サービスを受ける利用料金につきましては、今年度につきましては3月31日まで無料で御提供させていただいております。なお、来年度以降、この事業を継続して実施する場合には、利用者の皆様に段階的に費用負担をお願いするという形でございます。続きまして、事務局資料5-2でございます。外国人観光客受入環境整備費補助金についてでございます。神奈川県を受入環境整備の補助金で、県単の補助金でございます。資料の中ほどの表に記載してございますとおり、無料公衆無線LAN環境の整備、観光案内板等の外国語表記の整備、無料で利用可能なトイレの整備を支援するというものでございます。補助対象事業者は民間事業者で、募集期間は来月14日までとなっております。なお、県の補助制度は、観光庁の補助制度を利用できないものをターゲットにしてございます。

(座長：古賀教授)

ありがとうございました。それでは何か御質問ございますか。

(公募：ロレンス氏)

このコールセンターサービスについてですが、来年の3月31日までということですか。何故そういう短い期間なのですか。

(事務局：南川GL)

行政機関の事業は年度単位で行っておりまして、私どもとしましては来年度も引き続き継続したいと考えてございますが、予算の関係でどうなるかというのは、今ここで確実にできずと申し上げられないところがありますので、3月31日までと期限を区切らせていただいているところでございます。

(座長：古賀教授)

議論はこれくらいで、最後に速報の確認をお願いします。
よろしければ、次回の日程について、事務局お願いします。

(事務局：上田GL)

次回につきましては、7月下旬ごろを予定しておりまして、まとめについて御議論いただきたいと思っております。正式な日程につきましては改めてご連絡させていただきます。

(座長：古賀教授)

ではこれで終了したいと思います。

以上